

採点表（審査基準）

こどもの居場所設置・運営事業（児童育成支援拠点事業）業務委託（西部拠点）

採点者 _____

応募者 _____

評価区分	項目	審査内容	評価／配点				
			評価内容	配点	採点		
					運営支援内容 令和6年度	運営支援内容 令和7年度	
委託目的の理解度 【配点 10 点】	委託目的が十分に理解されているか	<ul style="list-style-type: none"> 委託目的を十分に理解し、提案仕様書・企画提案書作成要領に沿った提案となっているか こどもの居場所づくりの意義を理解し、学習支援や相談支援に対する理念や考え方が十分にあり、当財団の求める内容と一致しているか 	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 3点 2点 1点 0点	5	5	
企画提案の内容 【配点 35 点】	行政機関等との連携はできるか	行政機関をはじめとした専門機関等との連携はできるか	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 5点 2点 0点	10		
	課題に対する具体的な提案が行えるか	開所までに必要な募集や選考等に関する業務内容について、具体的な提案がされているか	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 3点 2点 1点 0点	5		
	独創性や積極性があるか	通所者向け運営支援内容	<ul style="list-style-type: none"> こどもの支援をより充実させるための専門的知識・技術を生かした工夫等がされており、提案内容が適切であるか 提案仕様書に記載されている以上の提案（上積み）があるか 	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 3点 2点 1点 0点	5	5
		施設登録利用者向け運営支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 設置目的に沿った提案がされているか 利用率向上に向けた工夫があるか 施設の運営に当たって独自の事業・特色があるか 安全面への配慮があるか 	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 5点 2点 0点	/	
知識・能力 【配点 10 点】	必要な知識、能力が十分であるか	<ul style="list-style-type: none"> 財団への報告、連絡、相談を適正に行い、業務内容の改善のための取組を実施することができるかと認められるか 他の自治体や企業等での実績が十分あり、事業実施に必要な知識、能力を備えているか 	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 5点 2点 0点	10		
実施体制 【配点 20 点】	無理なく確実に実施される体制か	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施スケジュールや計画に無理がなく、実現可能性が高いか こどもそれぞれの特性に応じた個別支援計画を立て、計画に基づいた支援を行えるか 	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 3点 2点 1点 0点	5	5	
		<ul style="list-style-type: none"> 事業を安定的に継続するために必要なスタッフ体制が確保及び配置がされているか 業務責任者や現場責任者に十分な経験や実績があるか 	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 3点 2点 1点 0点	5	5	

公共性（施策反映） 評価 【配点5点】	障害者の積極的雇用	①障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務がある業者で雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上あるか ②障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務がない業者で障害者の雇用があるか	<p>該当する項目※が 4つ以上のとき5点 3つのとき4点 2つのとき3点 1つのとき2点 無いとき0点</p> <p>※項目ごとに審査内容が1つでも該当していれば該当しているとみなす</p>	5
	子育て支援への取組	結婚・妊娠・出産・育児への支援、子育てしやすい環境づくりなどがあるか ①法定を上回る育児休業制度を就業規則で制定している ②職場復帰しやすい環境の整備 ③子育て中の従業員向けの相談体制の整備		
	働きやすい職場環境づくりへの取組	仕事と家庭との両立のための環境整備、セクシャル・ハラスメント、パワーハラスメントの防止、事業活動における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会の確保 ①フレックスタイム制、在宅勤務制度 ②セクハラ、パワハラについて相談や苦情のための特別窓口又はカウンセラーの設置 ③性別により評価することがないよう人事考課基準を明確化 ④事業所内託児所施設の設置		
	若年雇用者育成のための取組	①エルダー制度など若手従業員を個別実地に熟練者が育成するような制度を事業所として制定（単なる研修は除く）		
	更生支援のための取組	①保護観察所への協力雇用主としての登録があるか ②刑事施設出所者、少年院出院者、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用するための具体的な受入制度や採用枠等の整備 ※保護観察所への協力雇用主としての登録がある場合に限る		
	労働安全衛生のための取組	①厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けているか		
価格 （令和6年度） 【配点10点】	10点×参加者の中で最低の参考見積金額÷当該参加者の参考見積金額	※小数点以下切り捨て	10	
価格 （令和7年度） 【配点10点】	10点×参加者の中で最低の参考見積金額÷当該参加者の参考見積金額	※小数点以下切り捨て	10	
合計 【100点満点】				

※ 審査委員4人の合計点400点満点のうち、基準点（200点）未満は失格とする。